

新 成年後見制度促進事業

社会部 地域福祉課
長寿福祉課

21 年度 予算額	6,125 千円 (国補 1/2 : 3,062 千円、一般財源 : 3,063 千円)
-----------	--

1 目的

認知症や知的・精神障害などで判断能力を欠く者の財産管理・身上監護などを適切に行うための手段として成年後見制度があるが、実際に住民の相談を受ける市町村・地域包括支援センター・圏域障害者総合支援センター（以下、「市町村等」という。）に成年後見制度に関する専門的知識を持った職員が不足しており、このことが制度普及を妨げる要因の 1 つになっている。

市町村等の機能充実を図り、成年後見制度の活用を促進する（日常生活自立支援事業からの移行分も含む）ため、担当者に対する助言・指導といった支援を行うとともに、市町村等支援体制の構築に向けた調査・研究を行う。

2 実施主体 県社会福祉協議会

3 事業内容

(1) 市町村等に対する成年後見相談支援体制構築モデル事業

- ・ 県社協が選定するモデル地区において、市町村等担当者のための相談窓口を設置して、弁護士・司法書士等を派遣し、専門的助言を行う。
- ・ 障害者の自立支援に関して、特に専門性の高い助言等を必要とする場合に、弁護士・司法書士等をモデル地区の障害者地域自立支援協議会専門部会等へ派遣する。
- ・ 上記の成果・課題を懇談会での検討材料とする。

(2) 関連団体による市町村等支援体制懇談会開催

試行的に行う相談支援事業等の状況を踏まえつつ、22 年度以降の全県的な市町村等支援体制のあり方について検討する。

構成団体・・・家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、県、市町村
ほか

検討項目・・・組織形態、運営方法、経費負担、市町村共同事業化、第三者後見人の育成方法など

(3) 日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度移行

ア 契約締結審査会による審査

- ・県社協において現利用者の契約内容を審査し、成年後見制度移行の適否を判断する。
- ・基幹的社協が、必要に応じて事前連絡会議で調整した上で、県社協から市町村に対して制度移行の意見書を提出する。

審査対象者

契約者 20年4月現在 531人 20年9月現在 564人中93人(推定)

イ 法的専門家の派遣による成年後見制度移行支援

- ・基幹的社協が円滑な成年後見制度移行のためケア会議を開催し、県社協から派遣された司法書士等が法的な専門相談に応じる。
- ・必要に応じて市町村へ司法書士等を派遣し、円滑な移行に向けた継続支援を行う。

